

入札説明書

警察車両メンテナンス業務については、次のとおりとする。

1 入札に付する事項

- (1) 件名
警察車両メンテナンス業務委託
- (2) 委託業務の内容
別添「警察車両メンテナンス業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約の日から令和10年9月30日まで
- (4) 委託業務期間
令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が実施する入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。
- (9) 提出書類の提出期限までに、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和4年度以降において1回以上締結し、かつ誠実に履行したものであること。

3 入札の場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課装備第二係
電話 0852-26-0110（内線2247） FAX0852-28-7111
- (2) 入札説明会
行わない。
- (3) 入札書の提出期限
令和7年9月29日 午前10時
郵送による入札書提出にあつては、午前10時までに到着していること。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日 時 令和7年9月29日 午前10時

イ 場 所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第一小会議室

ウ 開 札 即時開札

(5) その他

交付した対象車両一覧表及びメンテナンス対象車両所在表は開札の日時までに返却すること。

4 入札方法等

(1) 入札方法

ア 入札書は、別紙様式により提出すること。

イ 入札書の提出にあたっては、封筒に入れのり付けし、封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、「入札の件名」及び「入札書在中」と記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税に係る金額は非課税とする。）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額（自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税に係る金額は非課税とする）を入札書に記載すること。

エ 入札者は、その入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 入札者は、入札時刻後においては、入札会場に入場することができない。

カ 入札者は、入札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類又は身分証明書を提示しなければならない。

キ 入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することができない。

ク 電子メール、ファクシミリ、電話等による入札は認めない。

(2) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号、代理人であることを表示並びに当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札時まで委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札保証金

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県会計規則第22号）第61条第1項の規定により、契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により現金のほか、国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。

ウ 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。

エ 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第4項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

オ 入札保証金の納付は、入札日の午前9時から午前10時までの間に、島根県警察本部会計課まで持参の上納付を行うこと。

(4) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。再度入札は2回までとする。

イ 再度入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。ただし、この

場合にあっても予定価格は変更しない。

(5) 入札辞退

島根県警察本部長の承認を受けた後、入札を辞退する場合は、次によることとする。

ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参又は郵送等により提出すること。

イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くこととする。

(7) 入札の取り止め又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(8) 入札の無効

入札に関する条件に違反したとき、入札に際して連合その他の不正の行為があったとき、入札書の内訳の合計金額が入札金額と一致しないとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(9) 落札者の通知

落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の2の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

(10) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等からの不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、島根県警察本部警務部会計課は、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 入札参加資格確認申請

この入札に参加を希望する者は、令和7年9月19日正午までに、入札参加資格確認申請書及び所定の提出書類（以下「申請書等」という。）を3の(1)の場所まで持参又は書留による郵送（提出期限必着）しなければならない。

なお、入札者は、入札日時までの間において、当該書類に関し説明及び補正を求められた場合は、それに応じなければならない。入札参加の確認は、申請書等の提出をもって行い、その結果は、令和7年9月26日までに入札参加資格確認通知書により申請者へ通知する。

(1) 入札参加資格確認申請書

(2) 定款

(3) 登記事項証明書

(4) 印鑑証明書（法務局が発行したもの。）

(5) 法務局に登録する役員の氏名、性別、生年月日、住所を記載した役員名簿（以下「役員名簿」という。）

(6) 営業経歴書

(7) 委任状（法人で営業所等を島根県との取引先としている場合）

(8) 島根県税の納税証明書（地方消費税を除く。）

県民センターの長が発行する未納の徴収金（納期限が到達しない徴収金を除く。）がない旨の証明書

(9) 消費税及び地方消費税の納税証明書

- 納税地（本社所在地）を所轄する税務署長が発行する未納税額がない旨の証明書
- (10) 入札保証金免除申請書（免除を希望する場合）
 - (11) 申請書及び所定の提出書類の提出期限日までに、令和4年度以降に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した際の契約書又は契約の事実を確認できる書類の写し
 - (12) 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒
定形封筒（長型40号程度）に110円切手を貼付し、宛名を記入すること。
- ※ 上記(3)、(4)、(8)及び(9)については申請日以前3ヶ月以内に発行された原本を提出すること。

6 契約

- (1) 契約条項
別添「契約書（案）」のとおり。なお、支払については、次のとおりとする。
 - ア 自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税については、当該年度に要する経費を令和7年度及び令和10年度にあつては6回に、令和8年度及び令和9年度にあつては12回に分けて支払う。
 - イ 契約金額のうち自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を除いた額については、36回に分けて支払うものとする。
- (2) 前金払
前金払は行わない。
- (3) 契約書の作成
 - ア 落札者が決定したとは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により14日以内に契約を締結するものとする。
 - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書2通に記名押印し、更に島根県警察本部長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ウ 前記イの場合において島根県警察本部長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - エ 地方自治法第234号第5項の規定により島根県警察本部長が契約相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約保証金
島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (5) 契約の手續に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

7 質疑

- (1) 入札説明に対する質疑
入札説明書、添付資料及び仕様書について質疑がある場合は、質疑票により令和7年9月18日（木）正午までに提出すること。
- (2) 提出先
3の(1)に同じ

8 指定工場の許可

- (1) 指定工場の協議
警察車両メンテナンス業務仕様書の別紙4「選定業者一覧」以外の事業場を指定工場として許可を得ようとする場合は、同別紙5「選定工場協議書」により令和7年9月18日（木）正午までに協議すること。その結果は、令和7年9月25日（木）ま

でに申請者へ通知する。

- (2) 提出先
3の(1)に同じ

9 入札説明書添付資料

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 役員名簿
- (3) 営業経歴書
- (4) 委任状（営業所等を島根県との取引先としている場合）
- (5) 入札保証金免除申請書
- (6) 入札書
- (7) 委任状（本社の契約権限者又は委任を受けた支店長等が支店長等以外のものに入札等の事務を委任する場合）
- (8) 質疑票
- (9) 契約書（案）
- (10) 警察車両メンテナンス業務仕様書